

開催年月日 令和6年11月11日(月)  
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員  
 答弁者 保健福祉部長兼感染症対策監 古岡 昇  
 国保担当局長 宮森 隆之  
 国保医療課長 住友 義昭  
 国保広域化担当課長 近藤 久史

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 国民健康保険とマイナ保険証について</b></p> <p>国民健康保険とマイナ保険証についてですが、国民健康保険が北海道単位化とされて今年で7年目となりました。我が会派は導入議論当初から保険料の上昇を招き、国民皆保険の根幹を壊すものになるのではないかと一貫して反対をしてきたところです。</p> <p>以下、国民健康保険とマイナ保険証導入後の取扱について順次伺っていきます。</p> <p><b>(一) 国からの財政支援の効果について</b></p> <p>北海道単位化が導入された2018年度以降、市町村が納める納付金は人口減少等も相まって減少してきていると承知していますが、本年1定の予算特別委員会における私の質問で、道の標準保険料率通りに改定した場合、2024年度は多くの市町村で保険料が上昇するものとの認識が示されました。</p> <p>全国知事会が国に要請し、不十分な金額ではありますが毎年の財政支援3,400億円が2018年度以降現在も行われています。</p> <p>人口減少等の影響により、市町村が納める納付金は減少しているはずですが、保険料引き下げの効果をはたしているとは言い難いと考えていますが、その理由をお答えください。</p> <p><b>(二) 保険料引き下げに向けた取り組みの必要性について</b></p> <p>北海道はこれまでも「今後も保険料負担の増加が見込まれる中、国の公費負担の拡充が必要」との認識を繰り返してきています。</p> <p>保険者である北海道自身による保険料引き下げの必要性については示してきておりません。</p> <p>際限なく保険料が引き上がる仕組みであれば、国民皆保険自体が瓦解するものとなりかねませんが、道の認識を伺うとともに保険料引き下げに向けた独自の取組を検討すべきではないでしょうか。見解をお聞きます。</p> <p><b>(三) 短期証及び資格証明書発行世帯について</b></p> <p>次に短期証及び資格証明書発行の世帯についてですが、物価高騰等の影響により、道民は負担増に苦しめられています。際限のない保険料上昇がそこに覆いかぶさっている状況です。</p> <p>国保の滞納で、短期証及び資格証明書が発行されている世帯数は現在どれだけいるのかお答えください。</p> <p><b>(四) マイナ保険証導入に伴う短期証の取扱について</b></p> <p>今年の12月2日から短期証を交付する仕組みまで廃止される予定となっているのですが、国は、保険料を滞納している世帯主等に対する措置の取扱についての通達を発出していると承知していますが、その中身についてご説明ください。</p>	<p><b>【国保医療課長】</b></p> <p>国からの財政支援についてであります。国は、平成30年度以降、従来の国庫負担に加え、国保の財政基盤の強化を図るため、毎年3,400億円の財政支援を行っているところであります。</p> <p>一方で、高齢化の進行や医療の高度化による一人当たり医療費の増加、後期高齢者支援金などの負担の増加が、標準保険料率の上昇の主な要因と考えております。</p> <p><b>【国保担当局長】</b></p> <p>保険料負担の軽減に向けた取組についてでございますが、国保は、その構造上、被保険者の年齢構成が高く、所得水準が低くなっており、今後も医療費の増加が見込まれますことから、道としては、安定的な運営に向けた国庫負担金の増額による更なる財政支援の拡充が不可欠と考えており、国に対して、引き続き要望してまいります。</p> <p>また、医療費適正化や収納率向上対策などに市町村と連携を密にして取り組むほか、納付金の抑制を目的とした基金につきましても、納付金の負担増の状況や、基金の残高を勘案し、市町村の意見を伺いながら、効果的な活用を図ってまいります。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行世帯数についてであります。本年6月1日時点において道内の市町村国保に加入している67万2,706世帯のうち、短期被保険者証は、7,876世帯、被保険者資格証明書は、1,337世帯に交付されております。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>国からの通知内容についてであります。現行の健康保険証が、本年12月2日以降、発行されなくなることに伴い、国保保険料の収納対策に用いられてきた短期被保険者証を交付する仕組みや、健康保険証の返還を求めた上で被保険者資格証明書を交付する仕組みが廃止されることか</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 滞納の起算点について</p> <p>滞納が今9, 0 0 0世帯ぐらいあると思うんですけど、滞納の起算点についてですが、「保険料の納期限から1年が経過するまでに」とありますけれども、滞納となる起算点はどこになるのか。滞納があって少しずつ納付を行っているケース、たくさんあると思いますが、期日までに完納されない場合は特別療養費つまり10割負担へと移行することになるのか。お答えください。</p> <p>(六) 特別な事情について</p> <p>ただ、国の通知ではですね、「当該保険料の滞納につき災害その他の特別な事情があると認められない場合」10割負担の対象とならしてしています。経済的困窮により保険料が払いたくても払えない場合は特別な事情があるとみなされないのでしょうか。お答えください。</p>	<p>ら、本年9月20日、国から、市町村等が行うべき、滞納世帯主等に対する措置の取扱いが示されたところです。</p> <p>具体的には、療養の給付等に代えて特別療養費の支給を行うまでの間の措置として、滞納世帯主等に対する納付勧奨通知や、電話や訪問による納付の催促、納付相談の機会確保、特別療養費の支給の事前通知などを行うことが挙げられており、それぞれの手続きや留意点が記載されております。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>特別療養費の支給対象の考え方などについてであります。納期毎に納付する必要がある保険料が、その納期限までに納付されない場合、納期限の翌日から滞納の状態になるものとさせていただきます。</p> <p>また、保険料を滞納している世帯主等に対する特別療養費の支給につきましては、災害、事業の休廃止や病気・負傷などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上にわたり滞納している世帯主等が対象とされており、納期限までに納付されなかったことのみをもって、対象となるものではございません。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>経済的困窮による滞納への対応についてであります。特別療養費の支給措置については、資力があるにもかかわらず、災害等の特別な事情がなく、長期間滞納している方への、納付相談の機会を確保することを目的としており、経済的な困窮により、納付の意思がありながらも、保険料を滞納している方が、そのまま対象となるものではございません。</p> <p>なお、保険料の納付が困難な場合には、市町村等において電話や窓口等における納付相談を行うことによりまして、滞納者の災害等の特別な事情の有無を確認し、必要に応じて、保険料の減免や徴収猶予、分割納付等の対応がなされるものと承知してございます。</p>
<p>再一 (六) 特別な事情について</p> <p>大事なところなのでもう一回お聞きするんですけども、経済的な困窮がそのまま特別療養費の支給措置の対象にはならないという答弁だったと思いますが、経済的な困窮に至るにはですね、災害などの他にも、その人その人の個別の事情があるわけで、当事者の立場に立った調査、聞き取りが必要だというふうに思いますけれども、もう一度お答えいただけますか。</p> <p>(七) 市町村に対する指導について</p> <p>国の通達を厳格に適用するとすれば、滞納から1年が経過した場合に、例外を除いて10割負担とすることになるんです。しかし、短期証の発行は「接触機会の確保」が目的であったはずで、機械的な運用によって10割負担を安易に実行するべきではないと考えます。</p> <p>経済的事情により保険料納付がすぐには難しく、期日までに納付が難しい場合も当然あり得ます。そのための納付相談であり、国の通知も額面通りに捉えた狭い対応を行うことは、道民を医療から遠ざけるものとなりうるけれども、そのような事態を起こさせないために、道として市町村にどのような指導を行うのか、お考えをお聞かせください。</p>	<p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>特別な事情についてであります。経済的な困窮により、納付の意思がありながら、保険料を滞納している方に対して、納付相談等において、経済的な困窮に至った事情の聞き取り等を行い、災害、事業の休廃止や病気・負傷などの特別な事情の有無について丁寧に確認するものでございます。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>滞納者への対応に係る市町村への助言についてであります。法令では、災害等の特別な事情がないにもかかわらず、1年以上にわたり保険料を滞納している世帯主等には、特別療養費の支給措置を行うこととされており、また、国の通知では、特別療養費の支給措置は、納付相談の機会を確保することを目的とするものであり、機械的な運用を行うことなく、特別な事情の有無の把握を適切に行った上で行うことや、保険料を滞納している方に対して、必要な相談等の対応を行うこととされております。</p> <p>道といたしましては、こうした取扱いが適切になされるよう、道と市町村等で構成する連携会議などの場におい</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>い。</p> <p><b>(八) 短期証保有者の取扱と周知について</b></p> <p>12月2日から短期証の発行が廃止される予定の中でですね、現在短期証保有者への対応はどうなるのでしょうか。</p> <p>また、短期証廃止に伴う今後の対応については、短期証保有者には周知されているのか。お答えください。</p>	<p>て、事務手続の説明を行うとともに、市町村等から照会のあった疑義などに丁寧に対応してまいります。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>短期被保険者証の廃止に係る周知についてであります。短期被保険者証は、通常よりも有効期間が短い健康保険証であり、本年12月1日までに発行されたものは、通常の健康保険証と同様に、経過措置として、有効期間が終了するまで利用可能であることや、マイナ保険証の利用登録がない場合は、申請によらずプッシュ型で資格確認書が交付されることとされております。</p> <p>道といたしましては、こうした取扱いについて、市町村等と連携しながら、短期被保険者証を保有されている方々への周知に努めるとともに、問合せや相談があった場合には、丁寧に対応してまいります。</p>
<p><b>再一 (八) 短期証保有者の取扱と周知について</b></p> <p>今、大事な情報が答弁の中にあっただけですけれども、自分が保有している短期証がどうなるかということが知らされていなければですね、大きな不安と混乱を招く恐れがあるというふうに思います。短期証保有者にもれなく情報を周知するために北海道としてどのような対応するのか教えてください。</p> <p><b>(九) マイナ保険証解除の取扱について</b></p> <p>次にマイナ保険証解除の取扱いについてですが、資格確認書を取得するためには、マイナンバーと保険証の紐付けを解除することが必要ですけれども、このような手続きはまともに周知されておりませんで、一度紐付けしてしまったらもう解除できないと誤解している方もいると聞いています。</p> <p>資格確認書を取得するための手続きを北海道としてどのように周知しているのでしょうか。</p>	<p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>短期被保険者証保有者への周知についてであります。道といたしましては、ホームページで周知を行っているほか、道と市町村等で構成する連携会議などの場を活用し、短期被保険者証を発行している市町村において、当該保険証を保有されている方々への周知が確実になされるよう助言してまいります。</p> <p><b>【国保担当局長】</b></p> <p>マイナ保険証の利用登録解除の周知についてでございますが、マイナ保険証の利用登録の解除につきましては、申請の受付が本年10月28日から開始され、解除を希望する場合には、ご自身が加入する医療保険者、市町村国保の場合には、お住まいの市町村等の国保担当課に申請手続を行うこととなっておりますところであります。</p> <p>道におきましては、利用登録の解除につきまして、ホームページで周知を行っているところであり、今後とも市町村等と連携しながら、周知に努めるとともに、住民の方々からの問合せにも、丁寧に対応してまいります。</p>
<p><b>(十) 国民健康保険とマイナ保険証の問題点は正に向けた取り組みについて</b></p> <p>国民健康保険とマイナ保険証の問題点は正に向けた取組についてですが、マイナンバーカードとマイナ保険証の押し付けによって、道は勿論市町村の事務が複雑化且つ煩雑化しています。</p> <p>このツケは他でもない道民が払わされることになるわけですけれども、国民皆保険制度としてその制度を維持させていく上で、保険料が際限なく上昇し続けていく仕組みを変えていくことは避けられないというふうに思います。支払い可能な保険料としていくことが必要で、国に下駄を預けるのではなく道としての対応が求められます。</p> <p>また、マイナ保険証の導入ですが、様々な弊害が出ていることが明らかになっています。</p> <p>マイナ保険証でなくても等しく医療を受けられる仕組みを北海道は構築するべきであり、道民に不利益をもたらす制度であってはなりません。</p> <p>明らかになった問題点を含めて国民健康保険とマイナ保険証の対応をどのように行うのか、部長の見解を伺います。</p>	<p><b>【保健福祉部長兼感染症対策監】</b></p> <p>今後の対応についてでございますが、国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれますことから、道といたしましては、国保の安定的な運営に向けた財政基盤を強化するためには、国庫負担金の増額による更なる財政支援の拡充が不可欠であると考えており、今後とも、全国知事会と連携するなどして、国に強く要望してまいります。</p> <p>また、マイナ保険証は、患者の方々の健康・医療データに基づく、より良い医療の提供が可能となるなどのメリットがあり、医療のデジタル化を進める上での基盤となるものと考えてございます。</p> <p>こうした中、現行の健康保険証につきましては、本年12月2日以降、発行されなくなるわけですが、道といたしましては、何らかの事情でマイナ保険証を持たない方が、今後とも、安心して必要な医療を受けることができるよう、国や市町村等と連携しながら、制度の周知に努めますとともに、住民の方々からの問合せや相談にも丁寧に対応してまいります。</p>